

件 名

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について

提出理由

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理した理由

令和8年1月1日適用とする教育職員の給料の調整額に係る調整基本額の改定について、令和8年1月分から改定後の給与を支給するため、緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

2 専決処理の状況

(1) 専決処理日

令和8年1月9日

(教職員課)

(2) 規則の公布日

令和8年1月13日

3 規則の内容

(1) 規則の概要

給料の調整額の支給額等を定めるもの

(2) 給料の調整額の概要

職務内容、勤労条件等が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職を占める職員に支給されるものであり、教育職員においては、特別支援教育に直接従事している教育職員に支給するもの

(3) 改正の概要

令和8年1月1日から実施された管理職の給料月額の引上げに伴い、給料の調整額における調整基本額を改定するもの

【別表第一関係】(別表第二以外の職員)

【別表第二関係】(定年前再任用短時間勤務職員)

	改定前	改定後		改定前	改定後
教育職給料表(1) 4級	13,100円 → 13,300円		教育職給料表(1) 4級	12,500円 → 12,600円	

(4) 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用

根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新			旧		
教育職員の給料の調整額に関する規則			教育職員の給料の調整額に関する規則		
第一条・第二条 (略)			第一条・第二条 (略)		
別表第一			別表第一		
給料表	職務の級	調整基本額	給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表(1)	(略)	(略)	教育職給料表(1)	(略)	(略)
	4級	<u>13,300円</u>		4級	<u>13,100円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二 (第一条関係)			別表第二 (第一条関係)		
給料表	職務の級	調整基本額	給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表(1)	(略)	(略)	教育職給料表(1)	(略)	(略)
	4級	<u>12,600円</u>		4級	<u>12,500円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(1)の部4級の項中「13,100円」を「13,300円」に改める。
別表第二教育職給料表(1)の部4級の項中「12,500円」を「12,600円」に改める。

附 則

ハ)の規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。